

令和7年8月29日
於：世田谷区民会館 集会室

世田谷区本庁舎区民利用・交流拠点施設事業運営委託
事業者説明会

- 1 これまでの検討経過
- 2 交流拠点施設で目指すこと
- 3 利用ルール
- 4 スペースごとの活用想定及び備品
- 5 オープニングイベント
- 6 プロポーザル実施要領兼説明書、仕様書
- 7 「区役所で遊ぼう」試行イベント（令和7年2月実施）

【配布資料】

- ・資料一式
- ・プロポーザル実施要領兼説明書
- ・令和8年度仕様書（案）
- ・令和9年度仕様書（案）

1 これまでの検討経過

時期	内容	
	計画等	主な区民参加による検討
平成28年度	本庁舎等整備基本構想策定	
平成30年度	本庁舎等整備基本設計策定 (世田谷区民会館整備方針含む)	区民交流機能に係るワークショップ開催
令和元年度		区民交流スペースの運営に関する検討会開催
令和2年度	本庁舎等整備実施設計概要とりまとめ	
令和3年度	本庁舎等整備1期工事着工	
令和4年度	区民利用施設総合運営計画策定検討委員会実施	<ul style="list-style-type: none"> ・区政モニターアンケート ・新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える区民ワークショップ
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・区民利用・交流拠点施設運営基本計画策定 ・区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画策定 ・本庁舎等整備1期工事竣工 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO意向調査、区内活動団体アンケート調査 ・区民意識調査、区民意見募集、シンポジウム ・区民利用・交流拠点施設についての説明会（区民ワークショップ） ・学識経験者ワーキンググループ ・うめとぴあでの試行イベント
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会館開設（業務委託） ・区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内活動団体及び庁内への活用意向調査 ・本庁舎での試行イベント（区役所で遊ぼう）

1 これまでの検討経過

世田谷区本庁舎等整備基本構想の基本的方針
(平成28年12月策定)

基本的方針 1
「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」

基本的方針 2
「区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎」

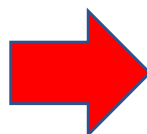
基本的方針 3
「すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい
庁舎」

基本的方針 4
「機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎」

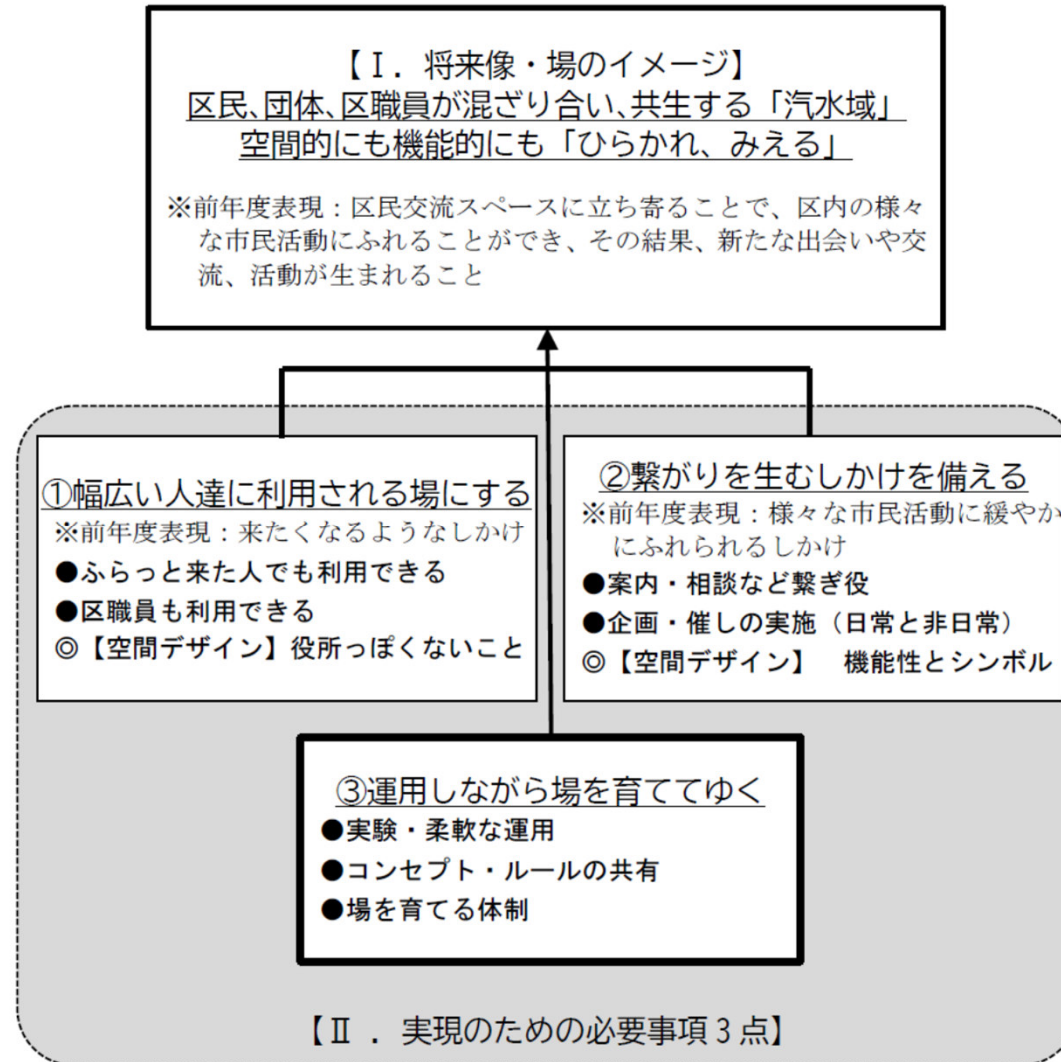
基本的方針 5
「環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設
運営基本計画 (令和5年6月策定)

基本理念
**「区民、市民活動団体及び区が協働
して、多様な人々がともに支えあい、交
流し、心豊かな住みやすい暮らしを实
現する」**



1 これまでの検討経過



区(市民活動推進課)が
区民利用・交流拠点施設を通して目指すこと

【STEP1】

市民活動しやすい環境をつくりたい



【STEP2】

活動をする人を増やしたい



【STEP3】

まちを知っている職員を育てたい

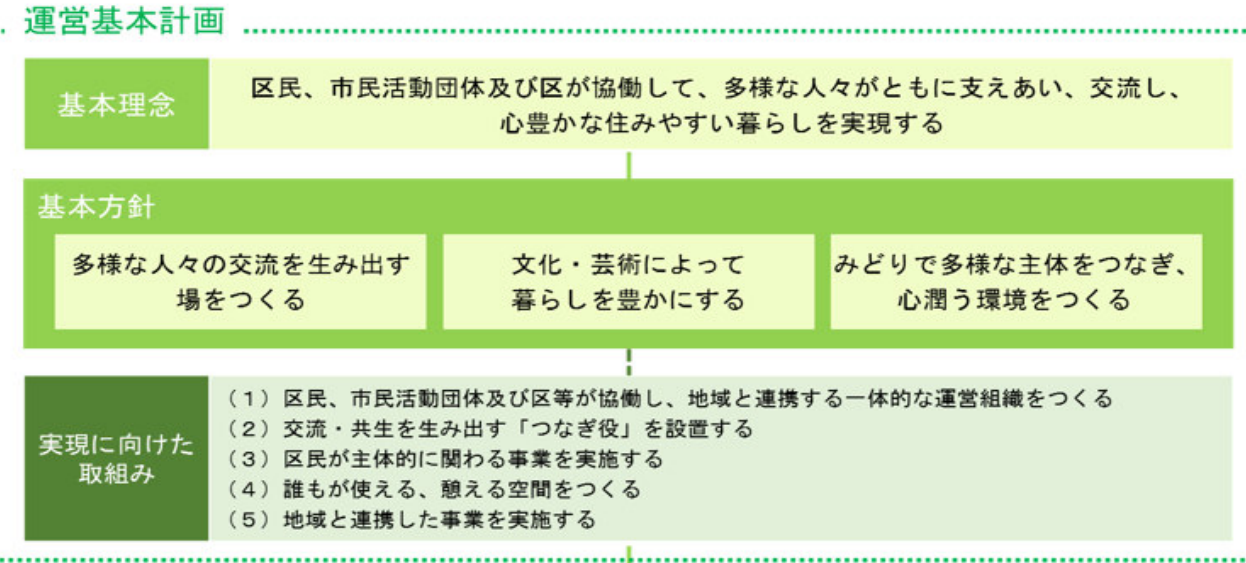
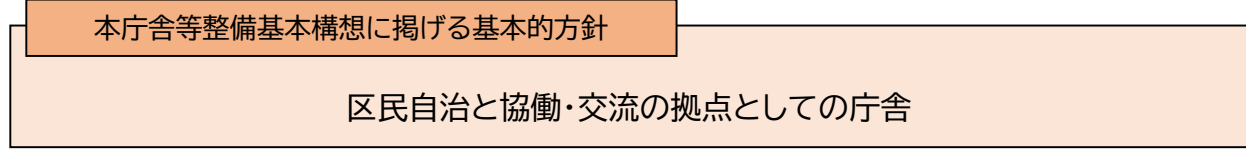
- より自由な活動がしやすい場をつくる
- 出会いや交流ができる環境、機会をつくる

- 新しい活動、チャレンジをサポートする
- よりよい活動へのバージョンアップをサポートする
- 団体を支えるネットワークを広げる

- 積極的に市民活動の現場に出向き、知り合う
- 活動の工夫を学び、活動をサポートする力をつける
- 区職員と団体がつながり、パートナーとして様々な活動や事業とともに取り組む意識(姿勢)を育てる

○区民利用・交流拠点施設運営にあたっての確認事項

本資料は、施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化し、様々な事項を決定する上での軸とし、また、委員や区職員が交代してしまってもこれまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に作成したものであり、重要事項の決定やメンバー交代の際などに逐次、共有するものとする。



基本方針に基づく事業概要

区民活動・交流事業	文化・芸術事業	みどり事業
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業 市民活動に関する情報収集・発信事業 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業 市民活動団体の新たな活動を支援する事業 区民と区の交流、協働を生み出す事業 区民の憩いの場所を演出する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業 文化・芸術の多様性を活かした事業 	<ul style="list-style-type: none"> みどりに触れ、育む機会を提供する事業 地域にみどりを広げるための事業 みどりを共に育む事業 みどりを通じて環境保全に寄与する事業
全体調整		
区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。		
<ul style="list-style-type: none"> 利用調整 異なる分野が連携した事業 周辺地域と連携して行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を活用した賑わい創出事業 広域的に展開する事業 (仮称) 事業運営委員会事務 	

No.	運営にあたっての確認事項
1	<p>原則無料・予約不要・営利可能な場づくり</p> <p>(解説) 施設や備品を原則無料かつ予約不要・当日申請で利用可能とするが、先着順により特定の団体等が占有することがないように、予約が必要な活動は事前相談を必須とし、事前相談では区民参加・交流・協働につながるよう利用調整を行う。また、賑わいの創出を通じた交流の促進が見込まれれば営利での活動も妨げない。</p>
2	<p>定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり</p> <p>(解説) 開庁時や閉庁時に関わらず定期的かつ魅力的なイベント実施等により賑わいを創出する。また、イベント実施だけでなく区役所に来られた様々な方々が気軽に立ち寄り、思い思いの時間を過ごせるような空間づくりを行う。</p>
3	<p>柔軟に見直し(トライ&エラー)が可能な施設運営</p> <p>(解説) ルール等は固定化しすぎず、随時利用団体や区民からの意見徴取、利用状況等の分析を行い、区、運営事業者、区民、団体で構成する(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し、適宜柔軟に見直し(トライ&エラー)を図る。また、新たな人材を育成し、次世代との循環を図るため、委員は再任の回数を制限するなど長期の固定化を避ける。</p>
4	<p>チャレンジ・バージョンアップ・マッチング</p> <p>(解説) 活動経験の有無に関わらず、新たな活動へのチャレンジや、よりよい活動へのバージョンアップを促すため、相談対応を通して、実施に向けての企画提案・助言や、関連する団体や区所管へのマッチング、活動の情報発信などを行う。</p>
5	<p>区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与</p> <p>(解説) 本庁舎にある利点を生かし、区民、団体、区職員が区民交流スペースを中心としたオープンな活動に積極的に参加し、そこで交流や協働が生まれ、広がることにより、区や地域が抱える課題や区民や団体のニーズをよりの確に捉え、施策への反映や課題の解決にも繋げていく。</p>
6	<p>区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ</p> <p>(解説) 区(市民活動推進課)及び運営事業者は、場の提供や情報発信、相談対応等の団体活動の支援を始め、区民、団体、区関係所管とのマッチングや交流の機会を創出するつなぎ役の機能を担う。</p>

施設の利用料金（施設利用協力金）について

1 利用料金（施設利用協力金）について

（1）利用料金のあり方

区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）は庁舎の位置づけであることから、生活文化政策部が庁舎管理者である庁舎整備担当部より当該施設について、年間を通して使用承認を受け、区の実施事業として運営していく。よって、利用団体等から徴収する利用料金については、庁舎や区有地を貸与する際に適用する行政財産の使用許可（目的外使用）による使用料ではなく、事業への参加に伴う「施設利用協力金（※）」として徴収する。

※実施計画では参加料という名称としていたが、事業の継続に必要な団体等が支払う料金と事業に参加する区民が支払うものとの誤解を生じないように、「施設利用協力金」とする。

（2）施設利用協力金について

施設利用協力金は、利用用途を「NPO等の非営利利用」「民間企業等の営利利用」の2区分を設ける。（別紙1-1）

① NPO団体等の非営利利用

当施設事業はNPO団体等の利用を中心とした施設であり、利用促進の観点から安価な料金設定とする。なお、事業趣旨から、区内団体は原則無料とし、1日を超える利用や区外団体等の利用についてのみ利用料金を徴収する。

過去の検討や準備会において1回の利用をワンコインでできるようにという議論や利用促進の観点から、区民交流スペースの1回（4時間）の利用の額を500円として、それに応じ各諸室ごとに設定する。

② 民間企業等の営利利用

交流拠点施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進するなど、区の交流拠点施設事業に資することを条件に、利用エリアを限定（別紙1-2）した上で他自治体の事例を参考にNPO団体等よりも高い設定とする（別紙1-3）。

2 規定の整備及び料金徴収について

（1）要綱の制定

今後の準備会等の検討を踏まえた上で（仮称）区民利用・交流拠点施設事業実施要綱を制定し、施設利用協力金等について定める（令和8年度制定予定）。

（2）規則の改正

世田谷区庁舎管理規則第12条（禁止行為等）について、交流拠点施設で実施する事業・活動に合わせて一部緩和するための改正を行う（令和8年度改正予定）。

（3）料金徴収について

施設利用協力金は、使用料ではないため運営事業者に料金徴収委託をすることができない。そのため、当協力金は収入見込みを踏まえて差し引いた金額にて事業者と契約を行い、事業者の収入とする。ただし、当初の収入見込みから一定額過不足が生じた場合は、協議の上契約変更を行うとする。

3 施設利用協力金の見直し

開設後、公共施設使用料見直し時期に合わせて、他自治体の状況や利用率、地価等を踏まえて施設利用協力金の見直しを行う。

利用対象となる活動・事業及び非営利・営利の整理

別紙1-1

凡例

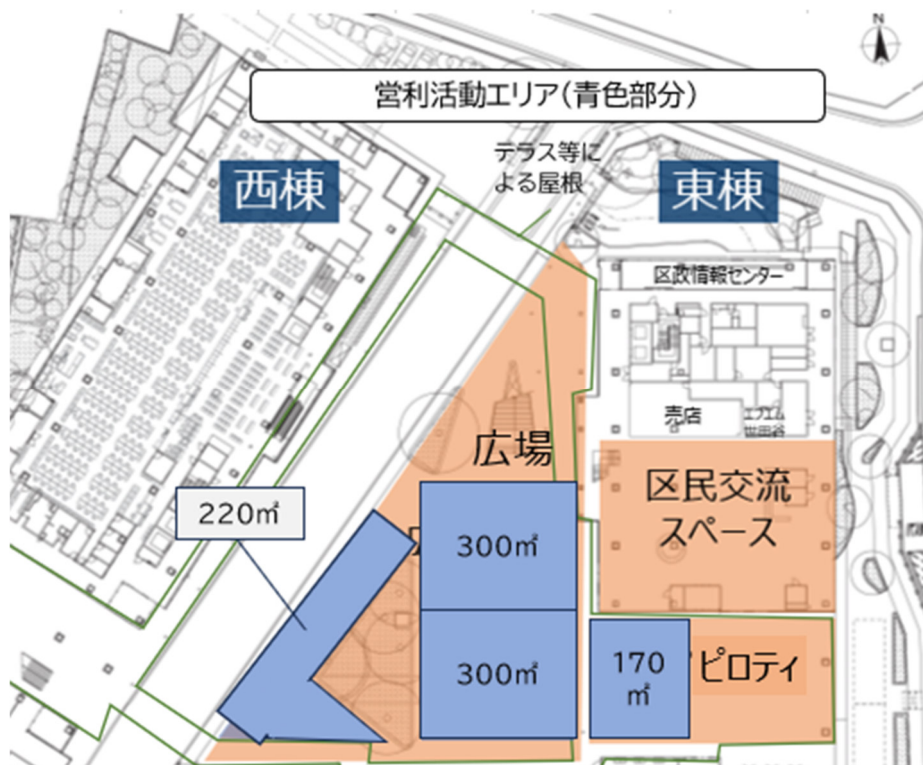
活動エリアの限定無し	活動エリアの限定有り
------------	------------

No.	実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
1	NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1) 区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2) 原則、情報公開できる活動・事業であること (3) 政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4) 公序良俗に反しない活動・事業であること (5) 暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
			趣味・サークル活動				
			講習会・ワークショップ (団体等の成果発表等)				
			マルシェ				
2	民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1) 社会貢献活動 (2) CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3) ソーシャルビジネスに関する事業(社会問題の解決を目的としたビジネス) (4) コミュニティビジネスに関する事業(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5) 交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 [(1)社会貢献活動] [(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動] [(3)ソーシャルビジネスに関する事業] [(4)コミュニティビジネスに関する事業]	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
			興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) [(5)交流拠点賑わい創出事業] ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
		民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	-	
			月謝が伴う〇〇教室	有り(月謝)	×	-	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
3	区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	〇〇まつり、〇〇フェアなど	問わない	○	-	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。

【NPO団体等の非営利利用可能エリア】※区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）全ての場所を利用



【民間企業等の営利利用可能エリア】



【NPO団体等の非営利利用の料金表】

場所	※1 広さ (m ²)	区内団体				区外団体	
		一日以内利用 (4h料金額)		一日を超える利用 (4h料金額)		一日以内利用または1日 を超える利用 (4h料金額)	
		※2 区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし
区民交流スペース	160	無料	無料		250円	250円	500円
区民交流室1	25			50円	50円	100円	
区民交流室2	25			50円	50円	100円	
区民交流室3	35			50円	50円	100円	
区民交流室4	40			50円	50円	100円	
区民交流室5(キッチン付)	60			100円	100円	200円	
広場	820			1,300円	1,300円	2,600円	
ピロティ	340			550円	550円	1,100円	
屋上庭園	270			400円	400円	800円	
エントランスホール1	230			350円	350円	700円	
エントランスホール2	70			100円	100円	200円	

※1 広さ (m²) …活動可能な有効面積を参考に記載

※2 区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

【民間企業等の営利利用の料金表】

(単位:円)

広さ (m ²)	想定	m ² 単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用			区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用		
			土日祝			平日(土日祝の2/3)		
			1時間	4時間	8時間	1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50	500	2,000	4,000	300	1,200	2,400
20		50	1,000	4,000	8,000	700	2,800	5,600
30		50	1,500	6,000	12,000	1,000	4,000	8,000
40		50	2,000	8,000	16,000	1,300	5,200	10,400
50		50	2,500	10,000	20,000	1,700	6,800	13,600
100		30	3,000	12,000	24,000	2,000	8,000	16,000
170	ピロティ全体	30	5,100	20,400	40,800	3,400	13,600	27,200
300		20	6,000	24,000	48,000	4,000	16,000	32,000
600	広場(300m ² ×2)	15	9,000	36,000	72,000	6,000	24,000	48,000
820	広場全体	15	12,300	49,200	98,400	8,200	32,800	65,600
990	広場、ピロティ全体	15	14,850	59,400	118,800	9,900	39,600	79,200

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額(5割減)とする。

(区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業)

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍(5割増)の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする。

施設利用ルール案(利用フロー図 活動事前登録→当日手続き)

【活動事前登録】

【当日手続き】

【予約(事前相談)】

利用内容	利用場所	活動事前登録	当日手続き	予約(事前相談)
活動利用 (団体・個人)	交流拠点施設 ※区民会館・区民交流スペース内の個人利用スペースを除く	区民交流スペース等を利用する場合は、以下の項目について登録シート等を作成し事前登録を行う(必要に応じて内容のヒアリングをすることを想定。事前の登録シート等の提出は電子申請可)。 【登録内容】 1. 組織構成 設立趣旨や組織目的、団体等の人員体制等の構成等 2. 通常の活動内容 活動内容・ジャンル、活動場所、対象者等について 3. 交流拠点施設で行う活動 交流拠点施設で行う活動について、以下の内容等の確認を行う。 ①「NPO等の公益性を有する活動・事業」かまたは「民間企業等の区民の生活、文化、教養の向上に寄与する活動・事業」か ②「事前相談が必要な活動」か、「事前相談なしに当日手続きにて利用可能な活動」か	運営事業者(相談カウンター内)に簡易な手続きを行った上で利用する <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【当日手続きで利用可能な活動】 (予約不可な活動) ・打合せ、会議 ・趣味、サークル活動 ・講習会、ワークショップ等(事前周知、事前の会場確保が不要な活動) ※交流拠点施設は多くの区民や団体等の交流を目的とした場であるため、上記活動について区民交流スペースをオープンに利用していただくことを基本とする。ただし、秘密情報を扱う活動や周囲の活動状況との関係の中で区民交流室の利用が必要な場合は区民交流室の利用を促すなどの利用調整を行う。 </div>	【予約(事前相談)の流れ】 (1)約1年前より事前相談を受付開始(世田谷区民会館と同様) (2)HP等により空き状況を公表(区の事業が先に年間事業計画として先に予定される) (3)区事業等(年間事業計画)や他団体の利用意向、区民会館の利用状況と利用調整の上、予約や備品等の利用の可否を判断。 【予約(事前相談)が必要な活動等】 ・対外的な活動 (区民等に広く事前周知し、参加者を募集して実施する活動や、団体等の交流や区民参加を伴う活動で、予め一定程度の場所の確保が必要な活動) ・1日以上(終日以上)継続しての活動 ・区外団体(全ての構成員が区民以外の団体)の活動、区民ではない個人の活動 ・物品販売等参加者から料金徴収をする活動 ・飲食物の販売や提供を行う活動 ・音楽やダンス、演劇等の公衆に見せ、また聴かせる活動 ・音楽や大きな音が伴う活動 ・区民交流スペースにて、スクリーンや音響設備等を利用する活動 ・広場・ピロティ、屋上庭園での活動、またテントや音響機器、ステージに係る設備や備品等を利用する活動 ・エントランスホール、ラウンジでの活動 ・民間企業等の活動、事業(収益を伴うものや販売事業) ・秘密情報等を扱う活動(区民交流室の利用) ・総会等団体内で日程調整を伴う、団体メンバーのみの活動については、通常活動で交流拠点施設を利用している団体を条件とする。(通常活動で交流拠点施設を利用していない場合は、けやきネットを通じた公共施設を利用していただく。)
公用利用 (区事業による利用)		(事前登録は不要)	区事業での利用の場合は、原則庁内の事前調整を経ての利用となる。 ※区庁内での事前の利用意向調査にて作成した年間事業計画に基づいた利用となる。	【予約(事前相談)の流れ】 (1)1年数か月前より市民活動推進課が区内あてに年間利用意向調査を行う。 (2)各所管の利用意向に基づき利用調整を図り、日時・時間・場所を確定、年間事業計画を作成する。 (3)上記意向調査以外にも、各所管にて利用意向がある場合は市活課が相談を受け、随時利用調整を行う。
公用利用 (職員利用)		(事前登録は不要) ※職員が団体等の打合せ等での利用は可能。職員のための会議等の利用は不可。	運営事業者(相談カウンター内)に簡易な手続きを行った上で利用する	(予約なし)
個人利用 (活動利用を除く)	・個人利用スペース(区民交流スペース内) ・カウンタースペース(区民交流スペース内) ・広場や屋上庭園のベンチ等 ※区民会館・交流スペース内の団体活動スペースを除く	(事前登録は不要)	利用時において、手続きは不要 ※一部、カウンタースペース等でライト等を利用する場合は、当日に運営事業者(相談カウンター内)に簡易な申請手続きを行った上で利用する	(予約なし)

○施設利用ルール案(ごみ、飲酒)

利用内容	実質的主体	場所	ごみ				飲酒		
			ごみの想定	ごみ箱の設置	区庁舎での処分の可否	備考	飲酒を伴う活動の想定	可否	備考
活動利用 (団体・個人)	NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人 など ※個人による活動も含む	屋内 (交流スペース、 交流室、エントラ ンスホール等)	・会議で使用する紙などの消耗品ごみ ・ワークショップや展示等で使用する物品や段ボール、 表示物などのごみ ・交流会などの飲食ごみ(生ごみ含む)	しない ※主催者が自主的に設置することは可とする	○	ごみ袋は自前で用意の上、 区庁舎内での廃棄ルールに沿った(プラは事業系ごみ など)分別及び、排出量の抑制(同種をまとめる・重ねる等)を利用者が行った上で、 運営事業者に引き渡し廃棄する。 (区負担での廃棄)	・交流会	○ 平日 17:30 ~ 22:00 土日祝 9:00 ~ 22:00	飲酒によるトラブルについて、主催者が責任を持って対応することを前提に可とする。 ※マルシェ、興行イベントでお酒を購入した来場者が個人利用スペースで飲むことも可
		屋外 (広場、ピロティ、 屋上庭園)	・イベントで使用する物品や段ボール、表示物などのごみ ・マルシェやイベント時の飲食ごみ(生ごみ含む)		○		・マルシェやイベント時の飲食物の提供		
	屋内 (交流スペース、 交流室、エントラ ンスホール等)	・ワークショップや講座・セミナー等で使用する物品や 段ボール、表示物などのごみ ・(キッチン付き交流室)子ども食堂実施時の飲食ごみ (生ごみ含む)	×		他事業の例に鑑み、持ち帰り対応とする。	-			
	屋外 (広場、ピロティ、 屋上庭園)	・興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ)等に伴う各種ごみ	×		・興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ)等				
公用利用(区事業による利用)		屋内屋外いずれも	・各部による事業実施に伴う各種ごみ		○	運営事業者への引き渡しによる処分ではなく、各所管部にて廃棄。	・〇〇祭り等、イベント時の飲食物の提供		
個人利用(活動利用を除く)		屋内屋外いずれも	・学習利用に伴う消耗品ごみ ・売店での購入や持ち込みによる飲食ごみ(生ごみ含む)	しない	×	売店で購入したものについては、売店設置のごみ箱への廃棄が可能	・持ち込みによる飲酒 ※交流スペース内の売店では酒類は販売しない	×	
(参考) 運営事業者の業務利用		屋内屋外いずれも	・広場を活用した販わい創出事業等、事業者の自主的な事業実施に伴い生じるごみ ・休憩時間等に生じる飲食ごみ	しない ※事業者が自主的に設置することは可 ※休憩室には職員用のごみ箱あり	○	NPO団体等の取り扱いと同様。	・広場を活用した販わい創出事業等、事業者の自主的な事業実施	○	上記活動利用の場合と同様

スペースごとの活用想定及び備品

○区民交流スペース

○広場内でのオシャレな椅子、テーブル
天気がよい日には、憩いの空間の創出のため、広場(テラスによる日陰あり)にテーブル3×椅子4=12人程度が座れるようにする。



○個人利用スペース
主に役所に手続きに来た来庁者や、業者、学生の憩いの場と想定



○団体活動PRコーナー
施設利用団体の通常の活動や区民利用・交流拠点施設以外での活動のチラシ等を展示



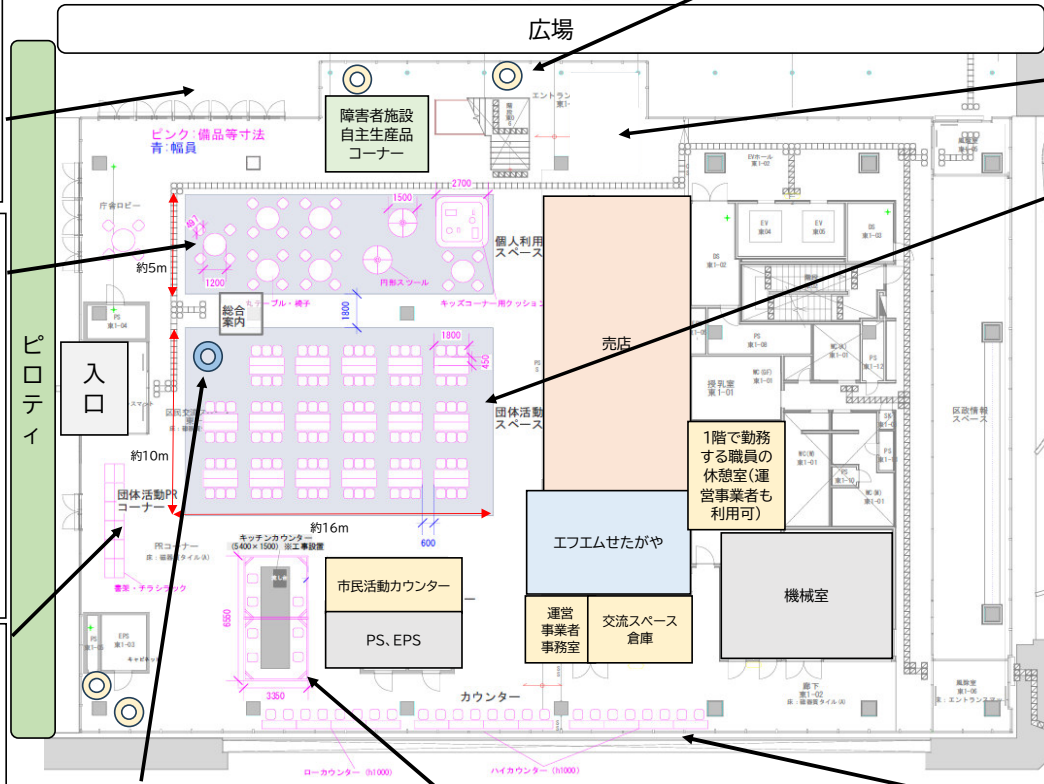
【パース映像(ピロティから見たイメージ)】



SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【通常時】

デジタルサイネージにて、区民利用・交流拠点施設で行われる予定のイベント情報等を発信(4か所)



○カームダウンスペース
障害のある方等の休憩スペースを設置



○団体活動スペース
通常時は打ち合わせやワークショップがしやすいよう、可動しやすい家具や埋込式電源を用意。※通常時以外の想定は次ページ参照



デジタルサイネージにて、当日のイベント情報を発信

○キッチンカウンター
流し台では、ワークショップで利用した文具の洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定



○カウンタースペース
個人での学習利用や休憩スペースと想定



【パース映像(区民交流スペース内)】

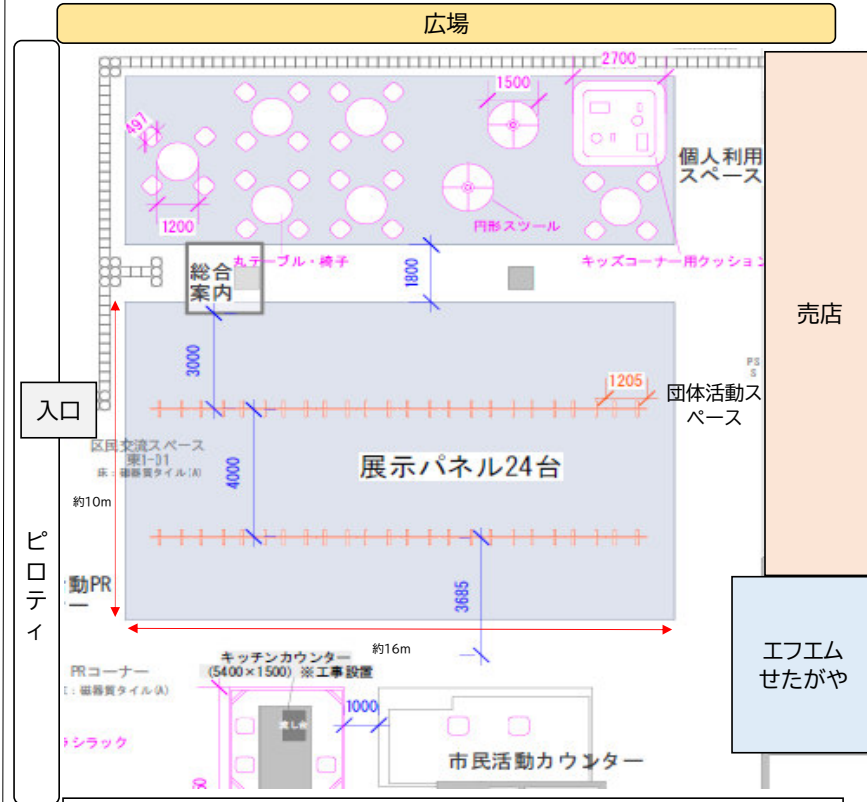
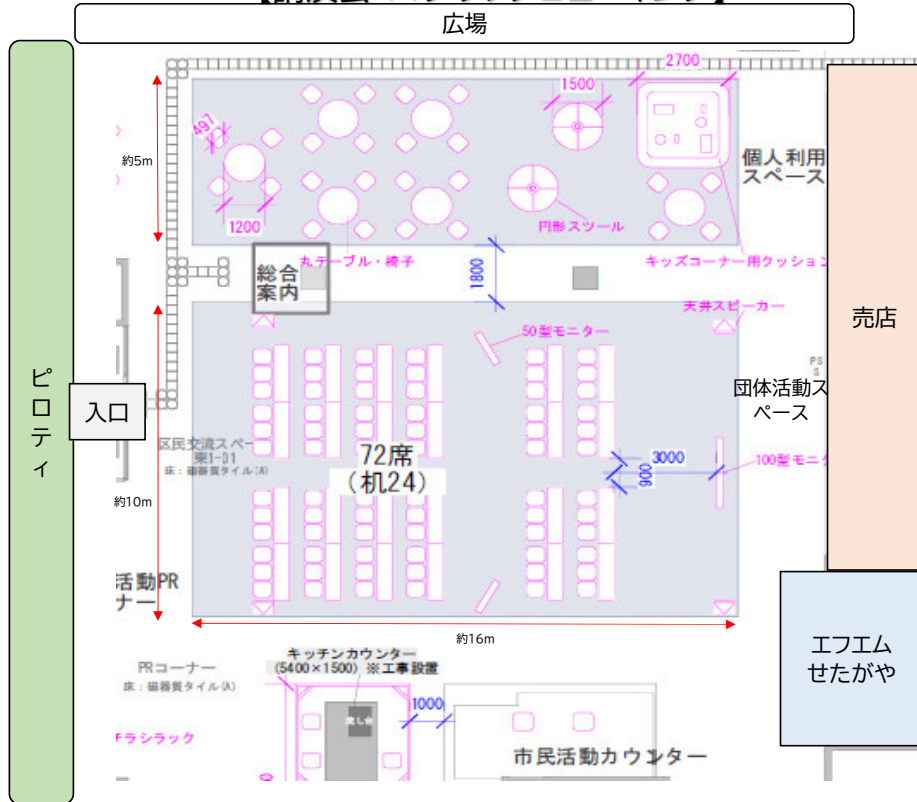


スペースごとの活用想定及び備品
 ○区民交流スペース

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【講演会・パブリックビューイング】

【展示】



○市民活動カウンター内にあるワゴンアンプから映像、音響機器を操作

【映像、音響機器】

- ・100型モニター(幅2.2m高さ1.2m程度)
- ・50型モニター2か所(幅1.1m高さ0.6m程度)
- ※上の位置からであれば3か所同時投影が可能
- ・天井にスピーカーを設置
- ・PC、BD、DVD、CD、カセットテープからの入力が可能

○展示パネルや長机等を使用し、大きく展示をすることが可能。取付可能なフックやスポットライト(天井設置のスポットライトも検討中)も用意



スペースごとの活用想定及び備品
○区民交流室

【研修・小規模セミナー等】

各室とも概ね
定員10～20名程度

SETAGAYA Free Wi-Fi完備



【パース映像】



○2階テラスに沿う形で5室整備。ガラス張りオープンな空間でありながら、ブラインドカーテンの設置により、比較的クローズな活動も可能。令和11年にはキッチン付き交流室も整備される。会議や小規模の研修、セミナー等を想定。

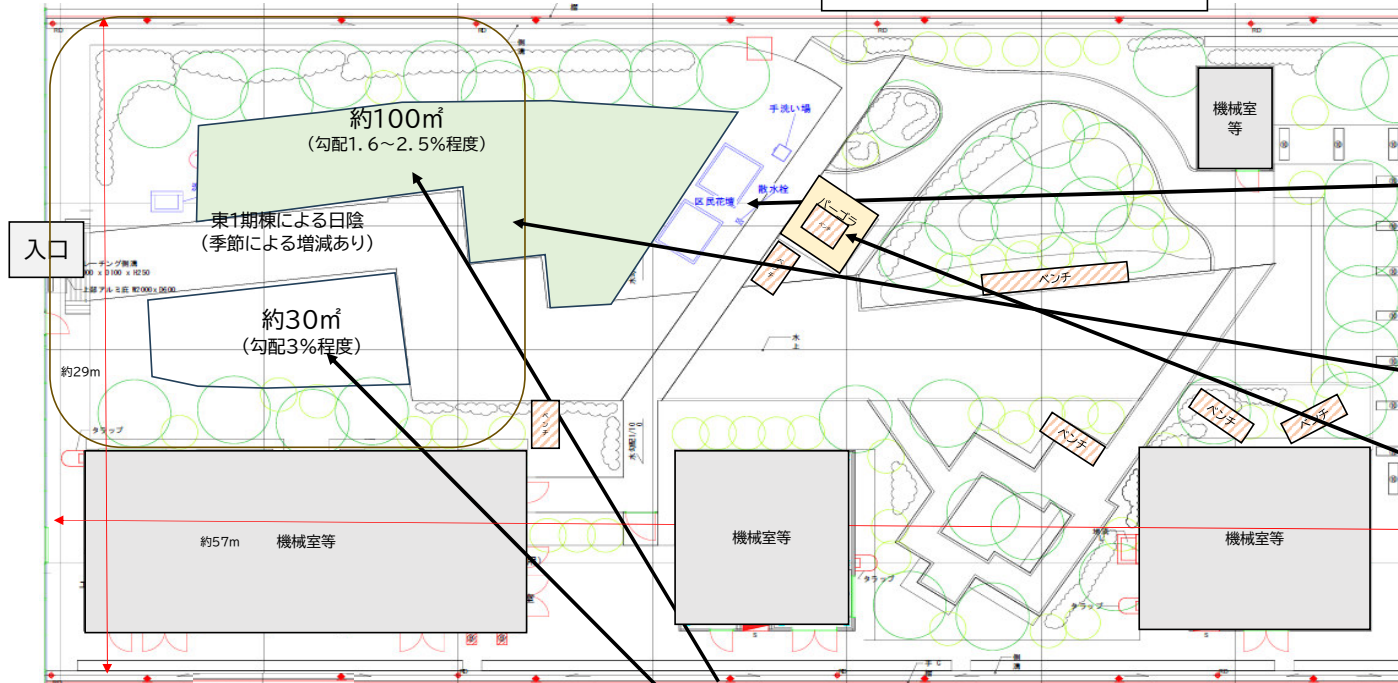


※キッチン付き交流室は令和11年に整備するため、キッチン付き交流室分の什器等の検討は時期が近くなったら改めて行う。

スペースごとの活用想定及び備品

○屋上庭園

SETAGAYA Free Wi-Fi完備



○区民花壇
 芝生エリアの一部に約2畳分の区民花壇を2か所用意。花壇は区民参加でデザインする。
 現在、この屋上庭園等、公共の緑空間の管理への区民参加について、世田谷区提案型協働事業にて選定された団体が区と協働で検討を進めている。

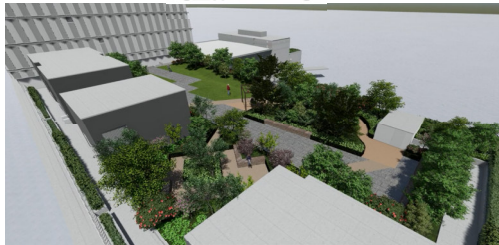
○屋上庭園(6階)の日陰対策
 ・南側に10階建ての東1期棟(高層棟)があるため、季節による増減もあるが、一定程度は日陰となる。
 ・パーゴラには上部に遮光ネットを設置できるようなフックを設置する。



イメージ

その他日陰とならない部分はイベント時はテントの設置により、対応する。

【全体イメージ】



【芝生広場イメージ】



○芝生広場

区民花壇を除き、芝生約100m²及び30m²の範囲にて屋上の緑を感じながらヨガ教室や緑のワークショップ等の実施を想定。6階であり、急な突風のリスクもあるため、テーブル椅子等の備品は常設せずイベント時に設置する。



テーブル (屋外のためポリエチレン樹脂天板を使用)



イス (全天候対応型)



テント



ミストシャワー付き扇風機



ケーブルプロテクター



Bluetooth対応スピーカー



CDラジカセ



ポータブルワイヤレスアンプ、マイク



コードリール



ホースリール

※その他、必要に応じて区民交流スペース、広場の備品を活用する。

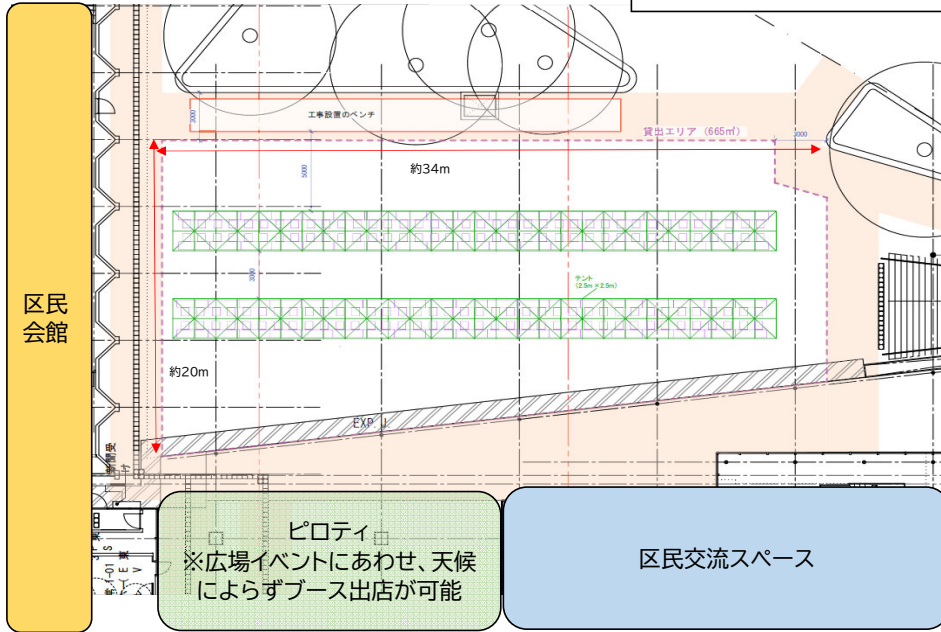
スペースごとの活用想定及び備品
○広場、ピロティ

【マルシェ】

・ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能
・出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくする。

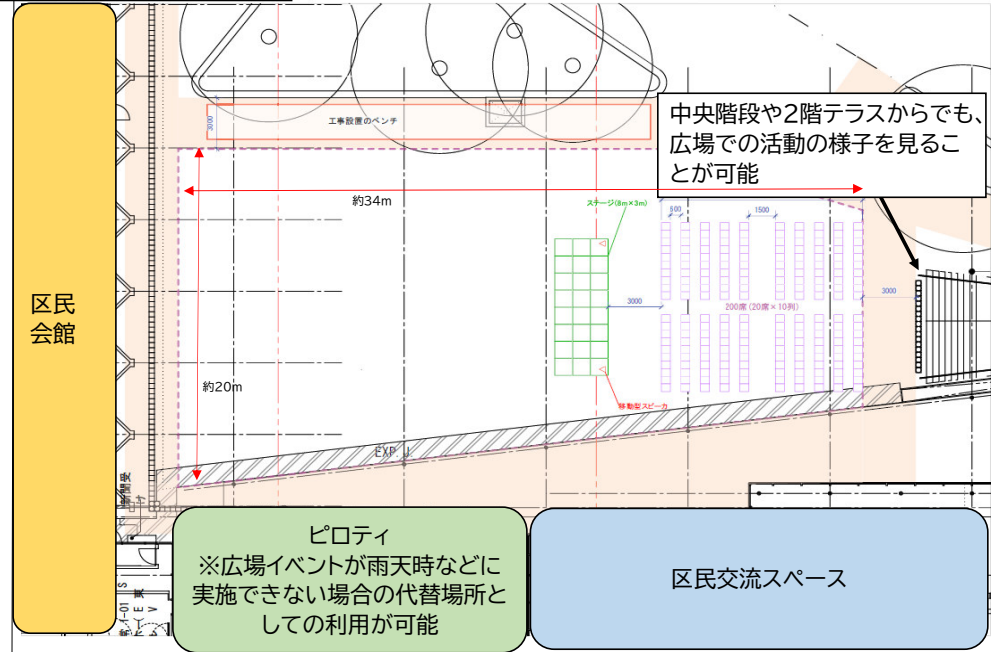
SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【音楽、ダンスステージ】



ピロティ
※広場イベントにあわせ、天候によらずブース出店が可能

区民交流スペース



ピロティ
※広場イベントが雨天時などに実施できない場合の代替場所としての利用が可能

区民交流スペース

【パース映像:広場】



【パース映像:ピロティ】



○マルシェ

テントを向かい合わせに配置し、間にシェードを設置する。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようにアンカーボルトを設置できる仕様とする。



テーブル (屋外のためポリエチレン樹脂天板を使用)

テント

シェード



マルシェイメージ (青山ファーマーズマーケット)



アンカーボルト (イメージ)

○音楽、ダンスステージ

区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施できるようにする。



仮設ステージ (1mごとの連結で組み合わせ自由。1人でも組立が可能)

イス (全天候対応型)

マイク

スポットライト



パワードミキサー + スピーカー



電気楽器をミキサーに接続するための変換機



CDラジカセ



各種ケーブル

○その他備品



芝生



ホースリール



ミストシャワー付き扇風機

コードリール

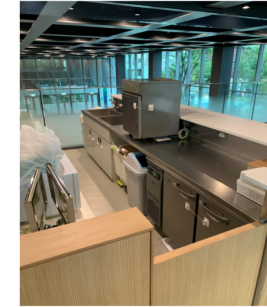
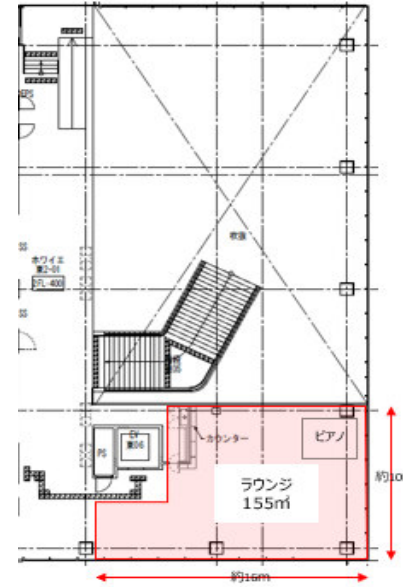
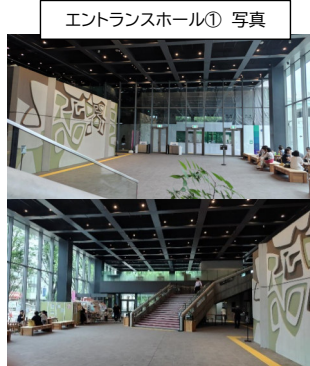
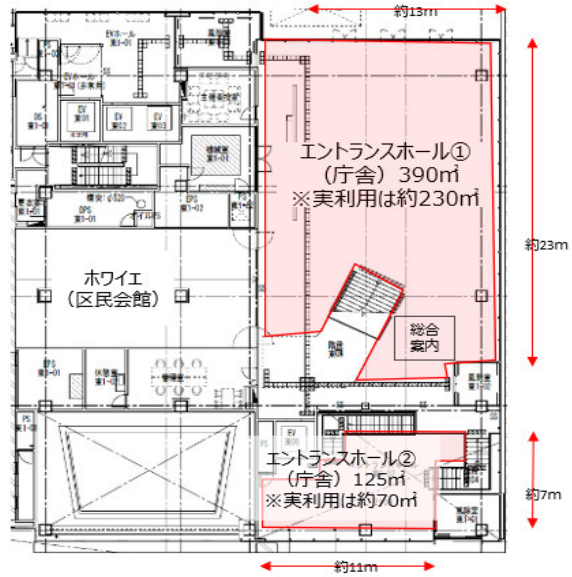


ケーブルプロテクター

スペースごとの活用想定及び備品
 ○エントランスホール(令和6年度既開設)

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

○ラウンジ(令和6年度既開設)



【活用想定】

- ・交流スペースに用意する大型モニター(100型)等を活用した式典や発表会、ポッチャイベント(エントランスホール①)
- ・展示、物品販売(エントランスホール①、②)

【備品】

・けやきの木を活用した家具は既に設置済み
 ※式典等でモニターや長机や展示パネルなどが必要な場合
 交流スペースから持ってくる。



【活用想定】

- ・区民会館利用とあわせた幕間の休憩
- ・ミニコンサート
- ・交流会

【備品】

・けやきの木を活用した家具
 ・カフェ利用できるための冷凍冷蔵庫 等
 ⇒すでに設置済み。

オープニングイベントについて

(仮)コミュニティラボ・スクエア・ガーデン キックオフ ～さあ市民活動の実験(トライ&エラー)を始めよう～

オープニングイベント日程

令和8年11月						
月	火	水	木	金	土	日
11月2日	11月3日 文化の日 キックオフイベント ※ホール×	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日
【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施		【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施		【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施
11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日
【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施				【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施
11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日
【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施				【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施	【活動利用の促進・PR期間】 随時、「施設利用・活動支援説明」、「施設見学」の実施
11月23日 勤労感謝の日 クロージングイベント ※ホール○	※9月建物竣工後、1月上旬まで庁舎内の移転作業を実施。また、12月開店に向けた売店の内装工事が予定されているため、場所自体が使用できなくなってしまうことや、音がうるさいなどの物理的な影響が生じる可能性があります。					

進め方

実施内容詳細イメージ

項目	主体	内容
キックオフイベント	区、運営委員会、(団体)	・テープカット(広場)、学生等による演奏披露(広場) ・施設内覧会(レストラン等含む) ・施設全体を活用した事業、愛称募集開始 ※希望があれば区や団体による追加出店
活動利用の促進・PR	運営事業者	随時、利用を希望する団体への説明及び施設見学 ※希望があれば区や団体による追加出店
団体運営参加型イベント	区、運営委員会、部会からの個別の呼びかけにより出店することになった団体	第1回5月部会にて使用場所等を決定し、個別の呼びかけにより出店希望を頂く。第2回7月部会にて出店団体の振り付けを決定。出店にあたっては、団体が責任を持って実施いただき、区及び運営事業者は出店場所等の利用調整を行う。
区公用事業	区(文化・国際課)	せたがや国際メッセ&ホストタウンコンサート(令和5年度は日本大学文理学部百周年記念館にて2500人の来場があった) ※この他、令和7年11月の公用申請で希望があれば追加
クロージングイベント	区、運営委員会、(団体)	・市民活動に関するシンポジウム(区民会館ホール) ・オープニングイベント期間中に各団体のパネル展示、交流会(区民交流スペース) ※希望があれば区や団体による追加出店
施設全体を活用した区民参加型事業	区、運営事業者	スタンプラリー、誰でも参加できるオブジェ(手形等)、利用憲章等の作成

令和7年度							令和8年度								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
▼第4回準備会(8月27日) ・概要、実施方法等について 意見集約			▼第5回準備会(2月) ・予算及び委託仕様を 踏まえ、進め方等の 再調整・決定				▼第1回委員会(4月)			▼第2回委員会(8月)			施設開設・オープニングイベント		
●庁内(外郭含む) 公用申請受付・調整							▼第1回各部会(5月) ・出店内容の確認・検討		▼第2回各部会(7月) ・出店内容の確認・検討						
							個別の呼びかけ による出店依頼		出店団体との利用調整						
							施設全体を活用した区民参加型事業の検討			周知・PR					

R7.2.24区民利用・交流拠点施設試行イベント「区役所で遊ぼう」実施報告

◆ 実施概要

日時	令和7年2月24日（月・休） 11時～14時
場所	世田谷区役所本庁舎東1期棟エントランスホール・ラウンジ
目的	令和8年度の「区民利用・交流拠点施設」開設を見据え、エントランスホールを活用して区民交流スペース等を想定した事業（イベント）を実施し、利用方法等の検証や施設の周知、PRを行う。
広報	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット等による情報発信 区HP、区X、区フェイスブック、区立学校保護者向け配信サービス(すぐーる)、本庁舎デジタルサイネージでの投影、出店団体の公式SNS ○紙媒体による情報発信 図書館、児童館、保育園、まちづくりセンターでの掲示
来場者	300人以上 （お子さんに配布したスタンプラリーの数から保護者の方も含めた人数を推計）
当日従事者	約40人（事前準備も含めると相当な人数に関わっていただいた）
区所管	市民活動推進課、子ども・若者支援課、障害者地域生活課

区役所で遊ぼう
～令和8年度秋以降OPEN! 区民利用・交流拠点施設 試行イベント～

区役所が子どもの遊び場に!
2Fラウンジでは飲食できるカフェもあります!
ご家族、ご友人も連れて区役所の「非日常」を体験してみませんか?

開催日時・場所
令和7年2月24日（月・休） 11:00～14:00
世田谷区役所本庁舎東1期棟エントランスホール・ラウンジ

世田谷福祉作業所 ・フェリーチェ (世)軽食・ケーキ・ドリンク (フ)雑貨・日用品・焼き菓子	青少年交流センター カードゲーム	せたがやだいた自然科学教室 工作・科学おもちゃ体験
プレーパークせたがや 工作・インディアンクロス 子どもの声の展示	ねつせた! わなげ	ユースサポーター マグネットダーツ

アクセス: 東急世田谷線「松陰神社前駅」
または「世田谷駅」下車徒歩5分
※本庁舎整備工事につき、駐車場・駐輪場のご用意がありません。

申し込み: 不要
料金: 無料（カフェや物販等は有料）

共催: 市民活動推進課 子ども・若者支援課 障害者地域生活課
問い合わせ先: 世田谷区生活文化政策部市民活動推進課 TEL 03-6304-3768
表紙デザイン: 高橋裕那（ねつせた!メンバー）

周知用チラシ



1階エントランスホール



半地下エントランスホール

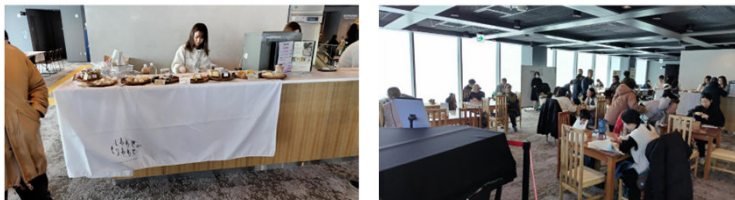


2階ラウンジ

R7.2.24区民利用・交流拠点施設試行イベント「区役所で遊ぼう」実施報告

◆ 出店内容

○世田谷福祉作業所（2階ラウンジ）
ラウンジカフェ（軽食、ケーキ、ドリンク）



○フェリーチェ（1階エントランスホール）
販売（雑貨・日用品・焼き菓子）



○青少年交流センター（1階エントランスホール）
カードゲーム



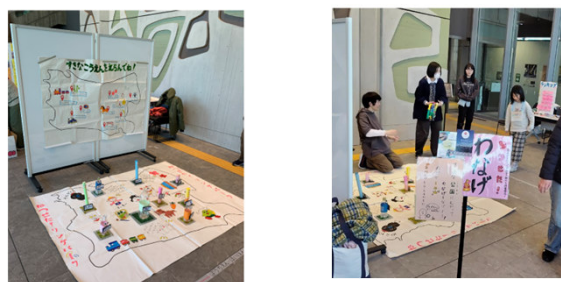
○せたがやだいた自然科学教室
（半地下エントランスホール）
工作・科学おもちゃ体験



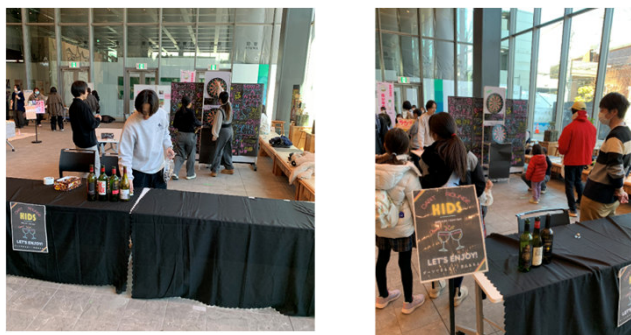
○プレーパークせたがや（1階エントランスホール）
工作・インディアンクロス、子どもの声の展示



○ねつせた！（1階エントランスホール）
わなげ



○ユースサポーター（1階エントランスホール）
マグネットダーツ



○市民活動推進課
スタンプラリー、子どもへのアンケート



◆ 実施までのプロセス

項目	10月	11月	12月	1月	2月
出店内容調整	企画・構想	関係所管、団体へ出店打診		関係所管、団体と出店内容調整	出店者全員でのオンライン会議
		区民会館管理者と利用調整		区民会館利用団体と利用調整	
周知・PR			周知チラシ下案作成	周知チラシ出店内容に合わせ修正	様々な媒体で周知
庁内手続き	庁舎管理担当課(庁舎管理所管)、文化・国際課(区民会館管理所管)と利用方法等について随時相談・調整			保健所への手続き	

イベント実施

関係所管、団体へ出店打診

- ・イベントの目的と親和性の高そうな区所管や昨年の試行イベントでも出店してもらった団体へ参加を打診。出店内容の提案や出店する可能性のありそうな団体の推薦・繋ぎ、大学生への周知チラシのデザイン依頼など前向きで良い意見が多数出た。
- ・当初プレーパークは人員の問題で出店が難しかったが、隣に出店するねつせた！からの大学生2名の応援により出店が可能になった。
- ・市民活動推進課も全ての出店ブースを体験してもらえるよう景品ありのスタンプラリーを企画。

⇒事業のスタートアップ

出店者全員でのオンライン会議

- ・イベント実施2週間前に顔合わせや出店内容の紹介を目的とした全体会（Teams会議）を実施。他ブースの出店内容を参考に自ブースの出店内容のブラッシュアップや、想定以上の盛り上がり（集客）を感じたフェリーチェが追加でパンも販売することなどに繋がった。

⇒事業のバージョンアップ

区民会館管理者と利用調整

- ・区民会館管理者に企画を説明し、区民会館ホール利用予定団体の内、試行イベントと親和性の高い催し（キッズダンス等）を企画している団体（日程）を紹介してもらい、企画内容の確認や当日の集合場所・導線調整を実施。確認の中でたまたま区民会館の催しが申し込みや料金不要であり、それぞれのイベント参加者が相互のイベントに参加できることが分かった。

- ・庁舎管理担当課（庁舎管理所管）、文化・国際課（区民会館管理所管）と利用方法等について随時相談・調整を行い、最大限に施設を活用し魅力的なイベントとなるよう努めた。

⇒利用調整

庁舎管理担当課、文化・国際課と利用方法等の相談・調整

周知チラシ

- ・大学生へ周知チラシのデザインを依頼し、子ども向けの可愛いデザインに仕上がった。
- ・区の様々な広報媒体での情報発信や、区施設での掲示とともに、出店団体にもSNS等での周知を行ってもらった。

様々な媒体で周知

⇒多様な情報発信

保健所への手続き

- ・ラウンジでのカフェ営業や、食品販売にあたって、市民活動推進課にて保健所への行事開催届や、行事における臨時出店届の手続きを取りまとめて行った。

◆ 出店団体へのアンケート

○よかった点

- ・それぞれの団体が、子どもたちが遊べる様々なことを展開しながら関わっていて魅力的だった。
- ・来場者が絶えず、どのブースも賑わっていて盛況だった。
- ・スタンプラリーという形式が、満遍なくブースを回ってくれるきっかけになり良かった。トラブルも特に見受けられず、いい雰囲気だった。
- ・「ねつせた！」にお手伝いして頂き、本当に助かった。最初にお互いの活動やゲームの説明など交流できた。
- ・こちらが要望したものはすべて用意していただいたので助かった。
- ・イベント前に関係者で顔を合わせるの、横の広がりなどの面からもよかった。

○悪かった点

- ・出店において運営人数が少なくローテーションが出来なかったため、他の交流ができなかった。人数に余裕のある団体から人を派遣してもらって交流の機会を作れば良かった。
- ・それぞれの団体が忙しく、他のブースに遊びにいったコミュニケーションを取る余裕はなかった。
- ・イベント開始前または終了後にミーティングを設定していただくと交流の機会になり、良いなと思った。
- ・空間は少し狭かった。もう少し広げられるとより遊びを展開できると思う。
- ・半地下のところ分かりづらいようだった。

◆ 参加者（子ども）へのアンケート

○今日のイベントは楽しめましたか？また、どんなところが良かったですか？

- ・いろんなゲームがあって楽しかった。・景品がもらえてうれしかった。・ぜんぶ良かった。・区役所だけど誰でも楽しめたから良かった。・1つずつゲームや簡単な工作ができ、景品がもらえるので楽しみながら取り組めた。・とても楽しめた。子ども向けのイベントがあり良かったです。・いろんな遊びがあって、友だちと一緒にみられて楽しかった。・景品がもらえるところやブースがたくさんあったところが良かった。・いろいろな新しい体験ができた。

○新しい区役所でどんなことをしてみたいですか？どんなものがあったら行ってみたいですか？

- ・スタンプラリー ・お菓子 ・遊具 ・プラレール ・運動できる場所 ・カードゲーム ・eスポーツ ・遊べるところ
- ・屋上でピクニック（シートを広げてお昼ご飯を食べながらお花を見る） ・鬼ごっこ ・おもちゃ作り
- ・フリーマーケット ・カフェ ・竹馬 ・縄跳び ・緑がいっぱいで走り回る ・世田谷を知ってもらイベント
- ・工作 ・水遊び ・夜子どもが遊べる場所 ・お祭り ・マルシェ ・DIY ・今回のようなイベント
- ・赤ちゃんからおじいちゃん、おばあちゃんまでが交流できる対話スペース ・小さな舞台 ・パフォーマンスやダンス

◆ まとめ、今後について

・結果として保護者の方も含め300人を超える来場者にお越しいただき、区役所という難しい立地であっても魅力的なイベントや様々な情報発信ができれば人が集まることが実証できた。今後頂いた意見も踏まえ、よりよい施設を目指す。

・一方で、団体同士の交流やイベント後のつながりの仕方の難しさも分かった。今後団体同士の交流をどのように促すのかについても検討を進めていく。